

公益社団法人北海道獣医師会長 様

北海道農政部長

獣医師法第22条の規定に基づく届出について

日頃より、本道の獣医学術の振興、普及に御尽力いただき心より御礼申し上げます。

さて、獣医師は、獣医師法第22条の規定に基づき、2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項の届出が義務付けられており、本年は届出を行う年に該当します。

届出内容は、獣医事行政において、獣医師の分布、就業状況又は異動状況等を的確に把握するとともに、獣医療体制構築及び整備に係る各事業展開のための重要な資料として活用されております。

つきましては、道内における届出事務を次のとおりとしますので御承知いただくとともに、期日までの届出が徹底されるよう貴会会員への周知について御配意をお願いします。

記

1 届出方法（獣医師はいずれかを選択）

（1）届出書による届出

別添の届出書（獣医師法施行規則第6号様式。今回より新様式のため前回までの旧様式は使えないことに注意。）を電子メール、郵送、持参等により現住所を所管する（総合）振興局産業振興部農務課へ提出。

（2）農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるオンライン届出（別添1参照）

eMAFFでの届出は、令和7年1月1日～1月31日の間に行うことができます。

※ 利用開始にあたっては、事前に個人事業主（獣医師個人の届出であるため）としてgBizIDエントリーアカウントの取得が必要ですが、前回と異なりマイナンバーとの照合は省略可能です（別添2参照）。

前回eMAFFでオンライン届出した方は、取得済みのアカウントを利用可能です。

2 届出期間 令和7年(2025年)1月中（期間内の提出を厳守してください）

3 添付資料

（1）届出書（獣医師法施行規則第6号様式）

（2）別紙 届出の作成にあたって（参考）

（3）別添1 獣医師免許をお持ちの皆様へ

（4）別添2 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）アカウント取得及びログイン方法（申請者用）R6.12.12更新

4 その他

（1）貴会ウェブサイト等により、上記内容や添付資料を活用した周知について御協力をお願いします。

（2）当課ウェブサイト『獣医師法第22条に基づく届出』（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/vet/22jou.html>）にも本届出に関する情報を掲載しています。

連絡先	生産振興局畜産振興課 家畜衛生係長
電話	011-231-4111（内線 27-785）
E-mail	hagiya.kaori@pref.hokkaido.lg.jp

(関係法令)

獣医師法（昭和24年 6 月 1 日法律第186号）

（届出義務）

第22条 獣医師は、農林水産省令で定める 2 年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年 1 月31日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項の規定により当該届出を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

※（免許の取消し及び業務の停止）

第 8 条 （略）

2 獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

一 第19条第 1 項の規定に違反して診療を拒んだとき。

二 第22条の規定による届出をしなかつたとき。

三 前二号の場合のほか、第 5 条第 1 項第一号から第四号までの一に該当するとき。

四 獣医師としての品位を損ずるような行為をしたとき。

3～6 略

7 第 2 項の規定による処分については、行政手続法（平成 5 年法律第88号）第三章（第 12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

獣医師法施行規則（昭和24年 9 月14日農林省令第93号）

※最終改正：令和 4 年10月11日農林水産省令第58号

（届出）

第13条 法第22条 の農林水産省令で定める 2 年ごとの年は、昭和57年及び同年以降 2 年ごとの各年とする。

2 法第22条 （法附則第11項後段及び法附則第15項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第 6 号様式によらなければならない。

(1) 登録番号		第 号		(2) 本籍地の属する都道府県名							
(3) 登録年月日		西暦 4ケタ		年 月 日		(4) 生年月日		西暦 4ケタ		年 月 日	
(5) 氏名		ふりがな				(6) 性 別 (任意)		□男		□女	
		氏名									
(7) 現住所		郵便番号		-		電話番号		-		-	
		都道府県				市区町村以降					
(8) メールアドレス						@					
主たる職業 ((9)から(11)までの各項目について最も該当するものの一つの□に☑を記入すること。)											
(9) 業務の種類 ※Ⅰ、Ⅱ又はⅥを選択した者は、【】の中の最も該当する一つを選択し、☑を記入すること。 □Ⅰ 産業動物診療【 □ⅰ牛 □ⅱ馬 □ⅲ豚 □ⅳ鶏 □ⅴその他 】 □Ⅱ 小動物診療【 □ⅰ犬 □ⅱ猫 □ⅲ小鳥 】 □Ⅲ Ⅰ及びⅡ以外の診療 □Ⅳ 診療以外の業務であって獣医学上の知識を必要とするもの □Ⅴ 獣医学上の知識を必要としない業務 □Ⅵ 無職【 □ⅰ獣医系大学の大学院生 □ⅱその他学生 □ⅲその他 】											
(10) 業務の内容 ※5又は10を選択した者は、5の【】の中又は10の【】の中の該当する分野の一つを選択し、☑を記入すること。 □1 自ら開設する診療施設において診療の業務に従事(開設者又は法人代表者) □2 他の者が開設する診療施設において診療の業務に従事 □3 自ら往診のみによって診療の業務に従事(開設者又は法人代表者) □4 他の者に雇用され往診のみによって診療の業務に従事 □5 行政事務に従事(公務員)【 □ア 農林畜産 □イ 公衆衛生 □ウ 環境 □エ その他 】 □6 試験研究に従事(大学勤務を除く。) □7 獣医系大学で教育に従事(教官又は教員) □8 獣医系大学の勤務者で7以外に従事 □9 獣医系大学以外で教育に従事(教官又は教員) □10 その他の業務に従事【 □ア 製薬 □イ 飼料 □ウ その他 】											
(11) 勤務先 □01 診療施設 □02 農業協同組合 □03 農業共済組合、農業共済組合連合会又は特定組合 □04 国 □05 都道府県 □06 市区町村 □07 独立行政法人 □08 国公立大学法人 □09 私立学校 □10 競馬関係団体 □11 民間企業 □12 公益法人、一般社団法人等 □13 その他 ※04から06までのいずれかを選択した者は、a から f までの一つを選択し、☑を記入すること。 □a.本庁等 □b.検査指導機関 □c.家畜保健衛生所等 □d.保健所等 □e.食肉衛生検査所等 □f.その他											
(12) 勤務先の名称		名称									
(13) 勤務先の所在地		郵便番号		-		電話番号		-		-	
		住所									
(14) 業務経験 (各項目について該当するものの□に☑を記入すること。)											
①臨床経験 (産業動物診療)		□有 □無		有の場合は年数を記入 年		②臨床経験 (小動物診療)		□有 □無		有の場合は年数を記入 年	
(15) 防疫業務への協力		□可 □不可		(16) 出身地 (任意)		(都道府県)		□外国			
(17) 出身大学(任意)				(18) メールアドレス等の利用(裏面注意7関係)		□同意する □同意しない					

注意

- 1 (3)の登録年月日には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記入すること。(登録事項の変更等で免許証の交付を2回以上受けている場合は、免許証裏面に記載された登録年月日を記入すること。)
- 2 (9)の業務の種類は、次のとおりとする。
 - 一 産業動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるものをいう。
 - 二 小動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令(平成4年政令第273号)第2条各号に掲げる飼育動物(以下「小鳥」という。)であるものをいう。
 - 三 I及びII以外の診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、犬、猫及び小鳥以外の動物であるものをいう。
- 3 (11)の勤務先について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 特定組合 農業保険法(昭和22年法律第185号)第73条第4項に規定する特定組合をいう。
 - 二 公益法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人をいう。
 - 三 一般社団法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する一般社団法人等をいう。
- 4 (14)の臨床経験(産業動物診療)及び臨床経験(小動物診療)の年数には、獣医師名簿に登録されてから現在までの間における通算の産業動物診療及び小動物診療の経験年数をそれぞれ記入すること。
- 5 (15)の防疫業務とは、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項の表の上欄に掲げる家畜の伝染性疾患の発生を予防し、及びまん延を防止することに係る業務をいう。
- 6 (16)の出身地(任意)には、高等学校等の卒業までに過ごした期間が最も長い都道府県を記入する。外国の場合は「外国」を選択すること。
- 7 本届出書の利用目的は、次のとおりである。
 - 一 農林水産省及び都道府県において、本届出書に記載した情報を集計・公表し、農林水産行政の基礎資料として活用すること。
 - 二 農林水産省において、獣医療に関する通知等の情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
 - 三 農林水産省において、都道府県の依頼に応じて行う防疫業務への協力依頼及び獣医療体制整備に係る情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
 - 四 届出を行った獣医師が居住する都道府県において、獣医師確保対策や防疫業務への協力依頼等の送付に活用するため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
 - 五 獣医師法(昭和24年法律第186号)第22条ただし書の規定により届出が行われた場合に、農林水産省が、当該届出を行った獣医師の居住する都道府県の依頼に応じ、本届出書に記載した情報を当該都道府県に提供すること。

届出の作成に当たって(参考)

1 一般的事項

- (1) 獣医師法施行規則(昭和 24 年農林省令第 93 号)第 13 条に規定する届出書(第 6 号様式)により作成してください。
- (2) 届出の該当者は、我が国の獣医師免許を有し、かつ我が国に住所(住民票)のある方です。
- (3) 作成に当たっては、届出用紙の注意事項を読み、各記載事項欄に記入漏れのないようにしてください。
- (4) 文字は、黒又は青インクを用いて、楷書で明確に記入してください。
- (5) 誤記の訂正は、2 本の横線を引いて消し、余白を用いて正しく記入してください。

2 個別事項

- (1) 届出年月日欄には、忘れずに「令和 6 年 12 月 31 日現在」と記入してください。
- (2) 本籍地の属する都道府県名欄及び氏名欄には、令和 6 年 12 月 31 日現在の戸籍上の都道府県名(日本国籍を有しない方はその国籍)及び氏名を記載してください。なお、[獣医師免許証に記載されている本籍地や氏名が、婚姻等により現在の戸籍と異なっている場合、この届出書とは別に、施行規則第 3 条に規定する獣医師名簿登録事項変更申請\(第 2 号様式\)が必要です\(詳細はこちら\)](#)。
- (3) [登録年月日欄には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記載してください。](#)
一度も再交付又は書換交付を受けていない方:登録年月日は獣医師免許証の[表面](#)に記載されています。
再交付又は書換交付を受けた方:登録年月日は獣医師免許証の[裏面](#)に記載されています。
- (4) 現住所欄及び勤務先の所在地欄には、番号(番地)まで記入してください。
- (5) 主たる職業欄は最も該当するものを 1 つずつチェックしてください。
- (6) 業務の内容欄のうち 1 から 4 の診療の業務のいずれかをチェックした方で、その勤務先が株式会社や有限会社等であって、専ら動物診療で収益を上げている場合は、勤務先欄の 01 の診療施設をチェックしてください。なお、製薬会社や飼料会社の診療施設勤務者は勤務先欄の 11 をチェックしてください。
- (7) 業務の内容欄の「その他」をチェックした方は、勤務先の名称欄に勤務先の名称のほか、その職業内容として、「自営業で酪農業を経営」などと記載してください。

3 届出に関するQ&A

Q1. 届出を行わなかった場合、どうなりますか。

A1. 本届出は、獣医師法上の義務であり、不履行の場合は法第8条第2項第3号により業務の停止が命ぜられたり、免許が取り消される場合があります。また、1月末日の期限経過後は届出できませんので特に注意してください。

Q2. どこに提出したら良いですか。

A2. 紙での届出の場合、お住まいの都道府県知事を経由して農林水産大臣に届け出ることとなっております。**(北海道の場合は、住所地を管轄する(総合)振興局農務課に提出してください。)**

住民票上の住所と実際のお住まいが異なる場合は、(7)現住所には住民票上の住所を記載するとともに、住民票上の都道府県に提出をしてください。

提出先は、都道府県のHPでご確認いただくか、都道府県の畜産主務課または最寄りの家畜保健衛生所へお問い合わせください。

(注意)勤務地や、出生地、本籍地、出身大学の所在する都道府県ではありません。

Q3. 「(9)業務の種類」の『Ⅰ 産業動物診療』の『v その他』の対象動物とは何ですか。

A3. めん羊、山羊またはうずらです。

Q4. 「(9)業務の種類」の『Ⅱ小動物診療』の『iii 小鳥』の対象鳥とは何ですか。

A4. オウム科全種(インコ、オオバタン、ヨウム等)、カエデチョウ科全種(ブンチョウ、ジュウシマツ等)、アトリ科全種(カナリア、マヒワ等)です。

Q5. 「(9)業務の種類」の『Ⅲ Ⅰ 及びⅡ以外の診療』の対象動物は何ですか。

A5. 『Ⅰ』及び『Ⅱ』以外の哺乳類(兔、フェレット等)や鳥類(ハト等)のほか、爬虫類、両生類、魚類等です。

Q6. 「(9)業務の種類」の『Ⅴ 獣医学上の知識を必要としない業務』とは何ですか。

A6. 獣医事に関係しない学校勤務(担当課目が理科や高校農業である場合を除く)や自らは診療を一切行わない動物病院経営者、ペットショップの経営者等です。

Q7. 産業動物診療(主として牛)と小動物診療(主として犬)を業務としており、主たる業務は産業動物診療です。なお、個人診療施設に雇用されています。どう記載したらよいですか。

A7. 「(9)業務の種類」は『Ⅰ』及び『i』、「(10)業務の内容」は『2』、「(11)勤務先」は『01』を選択してください。

Q8. 株式会社(有限会社・社団法人・財団法人)の経営する診療施設で働いています。「勤務先」欄は『11 (12)』ですか。

A8. 従前から“診療施設”に区分していますので、『01』を選択してください。『11』、『12』に該当するのは、これらの形態をとる法人であって、診療施設以外の場合です。(製薬会社など)

Q9. 県の農林畜産部局に所属していますが、家畜衛生関係業務と環境関係の業務を担当しています。どう記載したらよいですか。

A9. 「(9)業務の種類」は『Ⅳ』を選択し、主たる業務の内容を選択してください。

Q10. 12 月31 日時点では、県庁から独立行政法人の畜産試験場に出向中です。「(11)勤務先」は『07 独立行政法人』を選択すればよいですか。

A10. 貴見のとおり、12 月31 日現在の勤務先『07 独立行政法人』を選択してください。

Q11. 「(11)勤務先」の『a.本庁等』の“等”は何ですか。また、『c.家畜保健衛生所等』、『d.保健所等』、『e.食肉衛生検査所等』の“等”はそれぞれ何ですか。

A11. 本庁等は、都道府県庁本庁のほか、〇〇地方振興局農業普及センターといった地域振興事務所で
す。ただし、地域振興事務所と家畜保健衛生所を兼任されている場合、本庁等ではなく、家畜保健衛生
所等を選択してください。

家畜保健衛生所等は、家畜保健衛生所のほか、畜産試験場や家畜衛生研究所、家畜病性鑑定所で
す。

保健所等は、保健所のほか、衛生研究所や保健福祉事務所、健康福祉環境事務所です。地方振興事
務所と保健所を兼任されている場合、本庁等ではなく、保健所等を選択してください。

食肉衛生検査所等は、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査所、食品衛生検査所等です。

※ 畜産試験場は「業務の内容」は『6 試験研究に従事(大学勤務を除く。)]を選択してください。

Q12. 獣医系大学の大学院生(または科目等履修生)です。どう記載したらよいですか。

A12. 「(9)業務の種類」は『Ⅵ』及び『i』を選択してください。紙での届出の場合は、「(12)勤務先の名称」
へ“〇〇大学に大学院生として所属”などと記載してください。

Q13. 私は獣医系大学以外の学生です。どう記載したらよいですか。

A13. 「(9)業務の種類」は『Ⅵ』及び『ii』を選択してください。紙での届出の場合は、「(12)勤務先の名称」
へ“〇〇大学〇〇学部に大学生として所属”などと記載してください。

Q14. 獣医系大学付属の動物病院で獣医師として勤務しています。どう記載したらよいですか。

A14. 「(9)業務の種類」は『Ⅰ』又は『Ⅱ』、「(10)業務の内容」は『8』、「(11)勤務先」は、『08 国公立大学
法人』、『09 私立学校』のいずれかを選択してください。また、「(12)勤務先の名称」に勤務先の名称の
ほか、“獣医師として勤務”と記載してください。

**Q15. 特例民法法人に所属しています。「(11)勤務先の名称」は『12 公益法人、一般社団法人等』を選択
すればよいですか。**

A15. 貴見のとおりです。

Q16. 認定小規模施設(年間30万羽以下)の食鳥処理場の検査員です。どう記載したらよいですか。

A16. 「(10)業務の内容」は『10』及び『ウ』を選択してください。勤務先に関する入力欄だけでは、食鳥検
査員であることがわかりにくい場合は「(12)勤務先の名称」に勤務先の名称のほか、その旨(食鳥検査
員)を記載してください。

Q17. 海外で勤務しています。どう記載したらよいですか。

A17. 12月31日に日本国内に住民票がある方は、届出をする必要があります。住民票のある都道府県の
HP等で届出先を確認してください(参考Q2)。

なお、12月31日に日本国内に住民票がない方は、今回は届け出る必要がありません。

Q18. 私は主婦(夫)です。どう記載したらよいですか。

A18. 「(9)業務の種類」は『VI』及び『iii』を選択してください。

Q19. 現在、アルバイト勤務です。どう記載したらよいですか。

A19. 正社員かアルバイト等かにかかわらず、「主たる職業」について回答をしてください。

Q20. 勤務先の規程に基づき、育児休業(病気療養等)を取得中です。どう記載したらよいですか。

A20. 主たる職業(9)～(13)の項目で休業中の勤務先について記載してください。

Q21. 定年後、特に仕事はしていません。どう記載したらよいですか。

A21. 「(9)業務の種類」は『VI』及び『iii』を選択してください。_